

# 年頭にあたって

会長 原 健

会員の皆様には、2002年の元旦をすがすがしいお気持ちでお迎えになられたことと存じます。本年も日整発展のために、ご指導ご支援のほどをお願い申し上げます。

2002年が、明るい、輝かしい年となる象徴のように、昨年12月に全国民待望の内親王敬宮愛子様のご誕生になりました。

また、新聞紙などの情報で、既にご存じのところではありますが、明治鍼灸大学医療技術短期大学部柔道整復学科が文部科学省の大学設置・学校審議会で審査、承認されました。近日中に文部科学大臣から設置認可証が大学に下付される予定であります。なお、帝京大学からも同様に設置申請が提出されておりましたが、本年度は残念ながら見送りとなっております。

昨年度は4年制大学の設置申請が不認可になり、断腸の思いを味わいましたが、今年はさい先の良い新年の朗報であります。これは近い将来、4年制大学から更に大学院へと柔道整復師のレベルアップを宿願とする最終目標へのスタートであります。

しかし、喜んでばかりはおられません。世は極端な少子化の時代であります。学校を維持し発展させるには、生徒の確保が必要であります。生徒不足が原因で、幼稚園、小・中・高等学校の統廃合に始まり、近年は短期大学の4年制化から廃業転売まで出て、社会問題化となっております。昨年末に、日本私立大学連盟から大学破綻しないための経営管理、合併、民事再生から破産まで……危機管理マニュアルが作成され、発表されました。学校業界の現況は非常に深刻な状況であります。

その上、柔道整復師の業界は、空前の専門校乱立ブームであり、会員の未来に暗い陰をおとしておりますが、志願者が入学金や月謝などの経済問題、出席率やカリキュラム、進級試験など大学よりも専門校の方が安易に資格が取得できると考える可能性が多いと思えます。そこに短大としての特異性や将来性など若い人たちの考えに共鳴するようなアピールを考え、慎重な学生募集確保対策を考えないと志願者の多くが専門校に流れるでしょう。

更に、4年制大学へと発展させるための命題として、人材の育成であります。大学の講座を維持するためには教授、助教授、講師といった柔整を専門とし、多くの論文を書き、学位を持った柔道整復師を育成しなければなりません。

鍼灸の4年制大学化の時は、医学部の先生方に講座を担当していただくことで設置認可を頂いたわけではありますが、昨年の柔整科の不認可の理由は、柔整出身の教授、助教授などの専門がないことでありました。

人材の育成方法も短期大学の研究室に優秀な人材を出向させ、日整が経済的に支援する方法や大学の医学部に柔整の寄付講座を設けてもらい、そこに優秀な人材を出向させて支援する方法などが考えられます。有識者のご意見を伺い、執行部で時間をかけより良い方法を導き出したいと考えております。

本年は医療保険制度の抜本改革の実施の時であり、診療報酬の引き下げが医療界全般に及びそうあります。この厳しい難局を会員の皆様と共に、冷静に、緻密かつ大胆に、事業運営を行って参る決意であります。年頭に当たりまして、会員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 新春対談

持永顧問議員団座長・原日整会長

# いま柔<sup>と</sup>整<sup>き</sup>改革の時期

— 構造改革が進む中で —

小合(司会) 2002年の年頭に当たり、私どもの顧問議員団の座長でいらっしゃいます持永先生と日整原会長の対談で新春のページを飾りたいと思っております。

それでは、新しい年を迎えて持永先生のごあいさつをお願いいたします。

### 2002年を迎えて

持永 2002年がどういう年になるのか、私どもも大変期待と希望を持ちながら新しい年を迎えました。2001年は、9月に起きた同時多発テロ事件で世界が大きく揺さぶられた年であったかと思えます。私どもから見ても、あの同時多発テロという事件は人間として決して許すことのできない、残虐非道な行為であります。しかも、あの犠牲者の中に日本人が20人以上いたということは、わが国としても、決して他の国の出来事として見るわけにいか



ない。あってはならない事件というのは、自分の国の問題として対処することが心構えとして一番大事なことだと私は思うのです。

昨秋の国会ではテロ対策特別措置法とか自衛隊の派遣が決まりまして、それなりの国際的な協力ができる、あるいは、テロに対して日本として断固とした態度を取るということが決まりましたので、これはこれなりに国民の皆様方からも評価をいただいているのではないかと思います。

そして、何といたっても、今、経済が悪いです。完全失業率も5パーセントを超え、男子の完全失業率が6パーセント近くなるというようなことであります。何としても景気の回復、そして雇用不安を解消するための対策を機動的にやっていかなければなりません。

テロ対策のためのいろいろな国際的な影響も確かにあると思います。テロのために世界全体の経済が落ち込んでいるということもありますから、世界と協調しながら、しかし、世界の中で日本の景気が悪すぎるのではないかと指摘されておりますから、そういう意味では、日本が先進国の一つとして、しかも経済大国の一つとして、自分の国の景気を一刻も早く回復することが一番大事なことで、まずはそれを期待したいです。

昨年暮れに国民待望の内親王がお生まれになったことは本当に喜ばしいことでした。内親王のこれからの健やかなお育ちを国民は見守り申し上げながらというようなことがあり

まして、皇室にとっては非常に良かったなと思います。皇室にとっていいことは、日本国民にとって良かったなという気持ちであると私は思っております。

小合 ありがとうございます。それでは、原会長、年頭のごあいさつをどうぞ。

原 あけましておめでとうございます。昨年は、我々の業界の議員団座長として多大のご協力、ご尽力を頂きました上に、ご理解とお心のこもった活動をしていただきまして、誠にありがたく、心から感謝申し上げます。

現在、検討されている厚生労働省案、財務省案など、医療保険制度抜本改革の方向性が明確化して参りますと、柔整師業務との関連性が見えて参ります。現制度を改革案に適合させるときに具体化される現実の問題としていろいろと表面化していくと思います。

柔整業界としては、改革に対しまして万全の協力体制で臨む覚悟しておりますが、制度的になじまない事柄も問題として現れることと存じます。その際には、諸問題解決の窓口として先生に私たちのお願いをお聞きいただきまして、最大のご理解とご尽力とご協力をお願い申し上げます。

さらに医療制度改革以外でもWHO問題、専門学校急増問題など柔道整復師の生死をかけた重要な年になるかと思えます。宜しくご指導のほどをお願いいたします。

#### WHO問題について

小合 さて今の柔道整復師というと、日本だけのものなので、外国に出ると、「柔道整復師」では通らない。それをWHOで認知していただければ、「柔道整復師」というものが国際語になるのではないか。そのような期待感を持って、今、原会長が陣頭指揮でやっております。その辺のことについて、先生のお考えを聞かせてください。

持永 伝統のある柔道整復師の施術を通して



もちながかずみ  
持永和見先生(74)、衆議院議員(自民党)  
衆議院決算行政監視委員長、元党総務会長代理、元総務総括・大蔵各政務次官、衆議院環境委員長、元社会保険庁長官、東大卒、宮崎県、当5、昭2年7月1日生。

日本では医療の中で定着しております。人間の体は世界中同じですから、WHOで認知されることは大いに私どもも当然というか、あってしかるべきだと思います。そのためにご努力いただくことは、私どもとしてはそれを支援したいという気持ちです。

小合 原会長、WHOの進み具合を……。

原 実は、武見先生のお父上の武見太郎先生がご健在の頃、周年記念の式典に来て、「あなた方の医療というものは東洋医学でも西洋医学でもない。日本古来の伝統医学であるのだから、あなた方がしっかりとこれを守っていただきたい」という祝辞をいただきました。

今回のWHOの問題についても、武見敬三先生との話し合いの中で出てまいりました。そして、過日、WHOの神戸センターの川口所長にお会いして、「あなたがたの実態について英文にして書類を提出しなさい。そして、今後のスケジュールについてはこのようにいきましょう」というご理解をいただきました。

私は、なぜWHOに力を入れるかと申しますと、外国資本の保険会社は柔道整復師というのを知らない。「日本の政府は認めるけれ

ども、われわれの国はあなた方を認めてない」と言われれば、取扱いができない場合もありうる。WHOという大きな枠の中の認知を得れば、世界で認められた柔道整復師ということになる。そうすると、おのずから私たちの業務範囲も拡大の基礎になるのではなかろうか。そういった目標を持って進めています。持永 ぜひ、それは頑張ってください。

### 柔整養成学校問題について

小合 規制緩和にともなって柔道整復師の養成校が増えて参りました。

柔道整復師はこれからどこへ行けばいいのかということで、何かアドバイスがございましたらお願いしたいと思います。

持永 柔道整復師のきちんとした養成についての資質の向上とか、あるいは研修を、皆さん方の仲間でも精一杯やりいただいて、やはり質の高い施術というのがこれから求められると思います。

やはり、質の向上、より上質な施術というのがこれから求められる時代になると思います。確かに、これから高齢者は増えるばかりです。しかも、若い人はどんどん減っていきます。そういう点では、世の中の人口の変化に伴う社会自体の変化というのをじゅうぶん見極められて、それに対応するかたちでの会の在り方をご検討されることが重要です。

私どもも、介護の問題その他について皆さん方からいろいろなご意見がありましたら、それを受けて全面的にご後援なりご支援申し上げたいと思います。

原 この学校問題ですが、来年度は恐らく3千人を超えます。今、先生が言われるように、質の問題が非常に気になっております。そういう点で、私たちは、学校・病院協会等々の話し合いの中で、柔道整復師が卒業しても就職でき得るような体制も取ってやらなくてはならないということで、今、努力をしていま

す。

厚生労働省のほうも、学校の設置に関する認可基準をきちっとしてもらわなくては、あいまいで中途半端なことでは困る。今の状況を聞くと、それが非常に緩慢なようです。学校を設置する条件に満たない学校はたくさんある。だから、もう一度洗い直して、質の低下につながらない養成校を育成してほしい。

従って、そういうふうなことを考えたときに、武見太郎先生と田中角栄先生との話し合い、どういう話し合いだったか私は分からないのですが、年間8千人の医者を出した後遺症が今、出てきているようなもので、われわれも質の低下というのがかなり出てくる可能性があります。でき得れば、厚生労働省のほうにまずお願いをしたい。

特に座長である先生をお願いを申し上げたいのは、学校を設置する申請基準を、知事から上がってきたものを、厚生労働省でもう一度調べる。そして、でき得れば、現場で働く柔道整復師の開業者に対する情報も吸収しながら、認可をしてほしい。これを特にお願いをしたいと思っております。

持永 そうですね。それはもう、おっしゃる通りだと思います。厚生労働省のほうに、私のほうからも強く言っておきましょう。

原 よろしくお願いしたいと思います。

持永 質の確保というのが、これから医療の世界では一番大事なことですから。

### 介護保険制度について

小合 話は変わりますが、介護保険制度の見直しというのが平成15年といわれていますが、この制度の中で柔道整復師は機能訓練指導員という位置づけにあります。果してなかなか具体的な接点がない現状であります。

持永 介護保険というのは、1昨年スタートして、1年10ヵ月経過を見て、これを反省しながら、かつ改善していかなければいけない。

恐らく平成15年に全般的な見直しをしていくことにならざるを得ないと思います。せっかくできた介護保険ですから、医療にかかわるすべてのスタッフがお互いに助け合うような制度でこれを守り育てていくことが大事だと思うのです。そういう意味では柔整の先生方にも、機能訓練の問題だとか、更に家庭への訪問の問題についても、参加していくような方向で私どもも考えていきたいと思っています。

それは、実際に現場の声を積み上げていただいて、それを受けて、われわれとしてはやはりその声を出していく。意思を統一していくことが大事だと思います。それは、お互い頑張っていきましょう。

原 柔道整復師は、介護保険上、機能訓練指導員として認められております。ケアマネジャーの資格を取った柔道整復師は、個人的に、あるいは社団の中で、それなりの役割をしていただくわけではありますが、これはケアマネジャーとしてであります。

介護保険におけるリハビリの役割は、医師の指導のもとにOT、PTが行うこととなっておりますが、現在は、本業の病院などの業務過多と絶対数の不足から、十分な役割を果たせていないように見受けられます。

そこで柔道整復師が日常生活機能維持の目的で、ボランティアでもよいからデイサービスなどの施設で機能訓練指導業務に着手するように求めて参っております。現在は、デイサービスなどの施設に出向いて機能訓練を行っておりますが、我々の実績をおくみ取りいただきまして、お年寄りの自宅を訪問して機能訓練の指導ができますように、規則改正をお願いしたいと思っています。

現在、厚生労働大臣に要望を提出しておりますのは、訪問機能訓練として新しい事業項目を設けていただきたいということです。

柔道整復師に患者からある問い合わせは、退院が間近であるが、介護保険で退院後も在

宅で機能訓練を行って欲しいとの問い合わせであります。本来、OT、PTが行うべきことが、3ヵ月待ち、6ヵ月待ちなどと手不足な実状であり、柔道整復師に話が持ち込まれます。しかし、介護保険法上認められないことであり、事情をお話ししてお断りしなければなりません。

訪問機能訓練の新しいサービス項目をお認めいただければ、柔道整復師は、十分にその機能を果たしうるものと確信いたしております。そのような全国的な世論をかき立てて、関係各位のご理解とご協力により実現を図りたいと思い、活動いたしております。

持永 なるほど、現場の声としてね。

原 はい。法の改正時期にぜひ、それをひとつお願いしたいと思っています。

持永 ぜひ声を上げていただいて、現場の必要性、ニーズというのをきちんと把握できれば、それを基に主張して行きたいと思っています。

最初のスタートの時には、私どもは最初から「あれは試行錯誤でやるんだよ」と言っているわけですから、お互い、1年10ヵ月の実績のうえで、その試行錯誤のところは改めていくという姿勢は取っていかねばと思います。

問題は、医療と、そういったほかの施術との関係との役割をきちんとしながらやっていかないと摩擦が起きます。お互い議論しながら現場のニーズをよく把握していただいて、われわれとしてはそれを受けて議論しながら、かつ前向きに対処していきましょう。

小合 ぜひひとつ、手助けをお願いしたいと思っています。

昨今、小泉内閣の「聖域なき構造改革」で医療制度の問題もいろいろ言われています。われわれ柔整はどのような影響を受けるのでしょうか。

持永 今度の医療制度改革の中で、厚生労働省試案が出、あるいは財務省試案が出、財政

諮問会議から医療制度の改革案が出ました。これはいずれも、財政のつじつま合わせに焦点があるのです。

財政のつじつま合わせに焦点があるものだから、「われわれはそうではありませんよ。医療制度改革というのは、これから高齢化がどんどん進む中で、国民に対して良質な医療をサービスするという基本理念をきちんと持って、しかも、国民皆保険、あるいはフリーアクセス、こういった日本の今の医療制度が持っている良い所を守るんだ。守るからこういうことをしてくださいよ」という訴えでないと国民が納得できない、ということを主張しています。

人口の高齢化が避けられないとするならば、医療費が増えるというのは、これは厳然たる事実です。そこで1つのガイドラインみたいなものをきちんと作っていったほうがいいのではないかとということで、総医療費の抑制の問題はそういうかたちでやりました。

もう1つは、高齢者医療がやはり一番大きな問題なのです。高齢者医療の制度をきちんとしておかなければならない。健保組合が言っている老人保健の拠出金とか、あるいは高齢者の負担をどうするかといったような問題について、もう少しきちんと詰めた議論をして、その制度を構築する。

高齢者医療ができたなら、そのとき考えないといけなけれども、それまでの間、70歳から75歳までの間は今のような負担にしている。しかし、その負担も、3千、5千というような定額で頭打ちするのではなくて、ぜひ1割の定率負担をお願いしたい。ということをやったのです。

### 柔整大学設立について

小合 いろいろお話を進めていただいているのですが、1つの懸案事項として、4年制大学を作りたいということがあります。4年制

大学へ向けての何かアドバイスがございましたらお願いします。

持永 それは柔整に理解のある議会の先生方をお願いしておくことです。大学講座というのは文部科学省ですから。だから、大学の学長、医大の学長なり何なり、理解のある先生方をお願いして、そこで声を上げていただくことが大事なことでないでしょうか。医大の学長先生の中には、ご理解のある方もおられるでしょう。

小合 これは水野先生から提案を受けて、原会長、中島課長に来ていただきましたし、武見先生もお忙しい中、駆け付けてもらってお話をさせていただきました。その中で国民に支持されている柔道整復師がいっぱいいるのに「骨接ぎなら知っているけど、柔道整復師は知らない」ということがある。そういうようなことをもっとPRしないといけないのではないか。そんなことになります。

せんだっても、あとで見てくださいます山陽シンポジウム、岡山の新聞で対談をやりました。

原 4年生大学を設置しようとしたそもそものきっかけは、1,050人の専門校定数をオーバーすることが難しかったのですが、定数枠が訴訟敗訴により外れ、施設基準を充足しさえすれば、鍼灸の大学の例によれば良いことになったわけでありませぬ。

しかし、柔整学部設置のための施設基準を充足したときに、今度は人的基準として、講座を維持するに必要な柔整出身の教授、助教授たる人材がいけないことが理由で不認可になりました。講座を維持するに必要な教授陣を探しなさいということになりましたが、それらの人たちの養成から行わなければなりません。

本年4月には柔整学科の短大ができますが、そこで研究室を作り相当な年月をかけて人材を養成しなければ、大学はできないこと

になりました。最低，6年はかかります。

持永 しかしあまり短絡的ではいかんと思います。成果を積み上がなからでないで長続きしないとします。

原 でしょうね。

持永 おっしゃったように，講座とか何とかから始まって，その成果を見ながら大学を作るといことが大事ではないでしょうか。

小合 分かりました。4年制大学に向けて，われわれ原会長を先頭に頑張っていきます。

持永 そうですね。こういうのを大いにやってみてもらって，柔整の先生方のやっていることを国民全体が理解するということになれば，それなりでいろいろなことが前向きに対処できるようになると思いますよ。

#### これからの日整について

小合 この議論の中から，そういった方向に向けての戦略会議をやらなといけないということで，今，立ち上げたばかりですが，いろいろとご意見を承っています。

1つに，われわれの柄に合ったようなシンクタンクも作っていかないといけないのかなと思っております。

それと，私ども，原会長の諮問委員会として柔整の検討会というようなものをやっております。「アジェンダ21」という名称でやっているのです。機構改革の見直しとか，いろいろ研究しております。その中でも，やはり，外へ向けてどうするかということがずいぶん話題になるわけです。そんなことで，ぼつぼつそういうような努力も……。

持永 それは大いにおやりください。国民の健康維持のために一生懸命やっておられるのだから，それは大いにPRして，国民に理解を得ることだと思います。

小合 シンクタンクから柔整のレポートを各マスコミに発信していくような，そういったものを早くこしらえなさいということでござ

いました……。

原 今，広報部長が言われましたように，諸問題を柔整師内部で行う会議はすべてきっちりと参りますが，法改正などと言うところで壁に当たるわけです。すべて我田引水型で自分の田に水を引くときの話ばかりで，その結果を批判する人は少なくありません。

そこで小合部長の知恵を拝借しながら，有識者の中に大学教授も交えてシンクタンク的なものを組織形成し，その中で論議を行い，方向性を見いだす必要があることに気づきました。

私は，最終的には全柔道整復師が，様々な要求のために一致団結して200万人の署名を集め，世論に訴える必要があると考えます。

総会でご審議いただいて1年をかけて200万人の署名を集め，この世論に「これだけの力があるのですよ」と力を誇示する必要もあると考えています。

小合部長がコーディネイトしているアジェンダ21でも，その実現の趣意やスケジュールなどを検討していただきまして，私の任期中に実行したいと思います。

持永 先生方が国民の健康保持に大変一生懸命努力されていることは，私どもは分かっております。そういう点で，更に発展をしていただきたいし，きちんと一つの良質な施術に向けての更なるご努力をお願いしたい。

また，私ども議員連盟，あるいは顧問会議としても，先生方の応援，支援を一生懸命していく立場ですから，そういう意味で，じゅうぶんご意見を伺いながら，われわれが主張すべきところは主張していくということで，新しい年を迎えていきたいと思うし，またお互い努力していきたいと思います。

原 どうか本年も日整の進むべき道を誤りがないように強力なご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。



## 年 頭 所 感

厚生労働大臣 坂 口 力

平成14年の新春を迎え、心よりお慶びを申し上げます。本年も何とぞよろしく願い申し上げます。

昨年は、21世紀の幕開け、厚生労働省の発足を始め、節目の年でしたが、様々な出来事が起こり、悲喜こもごもの一年でありました。年頭に当たり、国民生活に密着した厚生労働行政の責任の重さを再確認しつつ、今一度初心に立ち返り国民の皆様の御期待に添えるよう、全力で取り組む考えてあります。

さて、我が国は、世界に例を見ない少子高齢社会を目前に控えております。このような中で、国民の「安心」と生活の「安定」を支えるセーフティネットである社会保障制度につきましては、将来にわたって持続可能で安定的かつ効率的なものに再構築していくことが喫緊の課題となっています。

特に医療制度につきましては、国民皆保険制度により、国際的に高い保健医療水準や世界有数の長寿が実現されましたが、近年の急速な高齢化や厳しい経済情勢などの制度を取り巻く環境の変化に対応していくためには、思い切った改革を成し遂げなければなりません。このため、昨年9月に厚生労働省として、医療制度改革試案を公表し、関係方面の幅広い議論を経て、昨年末に政府としての成案を取りまとめたところであります。今後、この改革案に沿って次期通常国会に法案を提出し、少子高齢社会にふさわしい制度の実現に

向けて、全力を尽くしてまいります。

あわせて、国民の健康を増進し、疾病を予防するための対策について、「健康増進法（仮称）」の制定などの法的基盤の整備をはじめ、その充実を図ってまいります。

公的年金制度につきましては、社会全体で世代間扶養を行う合理的かつ持続可能な仕組みであり、こうした公的年金の考え方や大切さについて、特に若い世代に広く語りかけ、理解を深めてもらうなど、年金不安の解消に努めるとともに、将来にわたってその役割を果たし続けることができるよう、平成16年の次期財政再計算に向けて、本格的な検討に着手いたします。また、公的年金を補完する私的年金につきましては、確定拠出年金法及び確定給付企業年金法の円滑な施行に努めてまいります。

介護保険につきましては、市町村、事業者、施設などの関係者の皆様に大変な御苦勞をいただく中で、本年4月には施行後2年を迎えようとしております。介護を国民皆で支えていくという制度の趣旨を基本として、今後とも、現場で御尽力されている皆様の声を大切に、より良い制度へと育て、一層の定着を図ってまいりたいと考えております。

また、近年の急速な少子化の進行に的確かつ迅速に対応していくため、児童や家庭に対する効果的な支援策を総合的に推進してまいります。特に、「待機児童ゼロ作戦」により、保育所の受入れ児童数を来年度約5万人拡大するとともに、放課後児童の受入れ体制の整

備を進めてまいります。また、近年の離婚の増加等の状況を踏まえ、母子家庭等の自立が一層推進されるよう、子育て・生活支援や就労支援の充実、養育費の確保、児童扶養手当制度の見直しなどの総合的な取組を進めてまいります。

我が国経済は、米国経済の減速や米国同時多発テロの発生などを契機とした世界経済の減速の中で一段と悪化しており、雇用情勢についても厳しさを増しています。今後、構造改革の推進等による影響についても十分注視しつつ、新市場、新産業の育成による雇用の受け皿整備、雇用のミスマッチの解消、雇用のセーフティネットの整備を図っていくことが重要であります。

このため、政府においては、昨年9月、これらを柱とする総合雇用対策を策定し、このうち直ちに取り組みべき施策については、補正予算において約5,500億円を雇用対策費として確保し、重点的に取り組むとともに、雇用対策臨時特例法を本年1月1日から施行するなど法令面の整備を行ったところです。これらの迅速かつ効果的な実施に取り組み、国民の雇用不安の払拭に最大限努めてまいります。

また、現下の厳しい雇用情勢を打開するため、雇用の分かち合いという観点から、ワークシェアリングの推進することが重要であるということについて、労使の取組機運が高まってきております。このため、昨年12月に政労使三者での検討を開始したところであり、今後、社会的合意の形成に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、労働者の就業意識の多様化等に対応して、雇用の選択肢を拡大し、多様な働き方が可能となるような環境を整備するため、有期労働契約、裁量労働制の制度全体の見直しについて、調査・検討を開始したところであり、今後、労使をはじめ関係者の御意見を聞

きながら進めてまいります。さらに、障害者の職域の拡大や職業的自立を促進するため、障害者雇用率制度の見直しなどを内容とする法案を次期通常国会に提出する予定であります。

このほか、労働分野を含めて、我が国にふさわしい人権救済制度を整備するため、所要の法案を法務省と共同で次期通常国会に提出する予定であります。

以上のような施策の実施に当たりましては、安定した労使関係が不可欠であり、今後とも、様々な機会を通じて、労使の合意形成の促進に努めるとともに、労使の皆様との相互理解と信頼の下に行政を推進してまいります。

昨年9月には、我が国で初めてBSEに罹患した牛が発見されました。これを受けて、厚生労働省では、と畜場においてすべての牛を対象としてBSE検査を実施するなどの緊急対策を講じ、安全な食肉等のみが、と畜場から出回るシステムを確立しました。今後とも農林水産省等と連携しつつ、食肉等の安全と国民の皆様様の安心の確保に努めてまいります。また、医薬品、医療用具等の更なる安全性の確保を図るための対策の推進にも取り組んでまいります。

さらに、国立病院・療養所につきましては、高度先進医療などの担うべき役割を十分に果たしていくため、その再編成を一層推進するとともに、平成16年度に独立行政法人に移行するための法案を次期通常国会に提出する予定であります。

国民の健康と安全を守ることは、厚生労働省の基本的な使命の一つであります。最新の科学的知見を踏まえつつ、予防原則に立って、今後とも最善を尽くしてまいります。

障害者施策につきましては、来年度が最終

年度となる「障害者プラン」の推進に努めるとともに、重大な触法行為をした精神障害者について、その適切な処遇を確保するための法案を法務省とともに検討し、次期通常国会に提出する予定であります。このほか、ハンセン病問題、クロイツフェルト・ヤコブ病問題、在外被爆者問題や長崎被爆地域拡大問題への対応、地域福祉の充実、戦傷病者・戦没者遺族等の援護施策や遺骨収集・慰霊事業の着実な実施などに努めてまいります。

現在の財政状況、社会経済情勢や今後の高齢化の進展を踏まえると、幸せに満ちた、活力ある明るい未来への道のりは平坦なものではありません。しかしながら、この時代の転換期を国民の皆様とともに考え、ともに悩みつつ、必ずや明るい未来への希望の灯火を見つけ出し、着実に歩んでいきたいと考えております。より一層の厚生労働行政に対する御理解と御協力を頂きますようお願い申し上げます、私の新年の挨拶とさせていただきます。



## 年 頭 所 感

日本医師会会長 坪井 栄孝

平成14年の初春を迎えるにあたり、皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

20世紀の正と負の遺産を引き継ぎ、21世紀にふさわしい希望と活力に満ちた社会の創造に向かって踏み出した平成13年も山積する重要課題の中で慌しく過ぎ去った感を強くしております。

森内閣に代わって登場した小泉内閣は、社会・経済の各般にわたる「聖域なき構造改革」を掲げ、圧倒的な支持率を背景にして改革の断行を使命としております。本会も世界に冠たる国民皆保険制度の持続的発展のための構造改革には異論はありません。

しかし、現在、経済財政諮問会議などを中心に進められている医療制度改革には、国民の健康の保持・増進の視点が欠如しているばかりではなく、経済効率という名の財政優先思想のみが跋扈しております。

医療制度改革において最優先すべきは、憲法25条に示す国民の生存権・健康権をより高

いレベルで維持することにほかなりません。そして、そのために国が社会的使命を果たすことであります。

本会は、国民の健康の向上を基本に据え、新しい世紀の保健・医療システムとして、「医療構造改革構想」を公表し、さらに論を進めて人口減の中で急速な高齢化が進行する2015年を見据えた「2015年医療のグランドデザイン」を作成し、政府・与党に対して積極的な政策提言と、その実現を求めてまいりました。

さて、20世紀において驚異的な発展を遂げた科学技術、そして医学・医療は、21世紀においても飛躍的発展が予想され、その勢いは止まることを知りません。遺伝子医学、生殖医学、再生医学などに象徴される医学・医療の新しい展開には目を見張らせるものがあります。

そして、医学・医療の進歩を確実に国民福祉の向上に寄与するものとするためには、医

学・医療技術の発展に対する医師の正しい理解と対応が必要不可欠です。職能集団としての本会の使命と役割は、今後ますます重大なものになると強く認識しております。

こうした状況の中で、医療機関内及び医療機関相互のITによるネットワーク化、医療機関と地域住民との情報伝達としてのITの活用など、医療に関する情報の共有化と開示が今後ますます進展することが予測されます。本会は、適切な情報の開示が医療の質の向上を促し、医師と患者の信頼関係の構築に寄与するものとしてIT化、ネットワーク化

を強力に推進していくこととしております。

先の米国同時多発テロのために第53回世界医師会総会（インド・ニューデリー市）は、開催することができませんでしたが、私の第52代世界医師会会長としての任期は昨年10月6日、無事大過なく終了しました。これもひとえに皆様方のご支援の賜と深く感謝申し上げます。

今後とも21世紀にふさわしい医療制度の確立に向けて精一杯努力いたす所存ですので、皆様の深いご理解とご支援を心からお願い申し上げます、新年のご挨拶といたします。

## 理事会だより

### 総務部

#### 平成13年度 第6回理事会

日 時 平成13年11月7日(水) 13時  
出席者氏名 原, 茂住, 沢田, 利根田, 上田,  
浅井, 工藤, 小合, 尾藤, 青山,  
小倉, 高橋, 山田, 市原, 平野,  
山崎, 本村, 阪本  
理事外の出席者 斎藤, 山村, 寺山, 松下

#### 議 事

- (1) 柔整懇話会について  
今後懇話会を継続していくことについて  
全会一致で承認
- (2) 医業類似行為者への損害賠償請求の可能性に関する答申書について  
報告事項了承
- (3) 会館改修について  
相見積りを取り業者を決定することについて。  
全会一致で承認

- (4) 全国社団法人名の統一について(16都県との会議)

16都県との会議で日整として協力を得られるよう説得していく。 報告事項了承

- (5) 柔整大学設立準備負担金について  
経理部長の提案に対し、次回理事会まで検討する。 継続審議

- (6) 社団法人設立50周年記念行事について  
(案)  
総務部で検討し、常務理事会に一任。

全会一致で承認

#### 報告事項

- (1) 医療保険制度改革の日整としての対応について  
小合常務理事より医療保険制度改革の日整としての対応について提案があり、議長から理事全員で情報収集をし、研究を行い、その

成果を共有することとした。

(2) 中間法人の問題について

山村監事より中間法人について質問があり、議長より経理部長に研究するよう指示があり、11月29日の都道府県会長会で説明する。

各部会からの報告

(1) 総務部より(青山理事・尾藤理事)

日整案内をもとに各養成学校に講師を派遣する旨の報告。

会員名簿が、11月末頃を目安に会員に届くとの報告。

11月23日開催の第49回全日本産業別柔道大会の概要説明

(2) 経理部より(上田部長)

14年度の事業計画及び予算案を11月26日までに提出をお願いしたい。

(3) 保険部より(浅井部長)

先般の介護研修会の中のアンケート結果を資料として提出。

(4) 学部より(工藤部長)

先般の実技研修会の概要報告があり、今後は、接骨医学会との共同開催についても検討していく旨の報告。

海外の学術会議出席に伴う旅費規程等について、部会で検討したものを総務部会に検討依頼してある旨を報告。

学術会議で発表するために採用した4名の論文の内容説明。

WHOの途中経過報告として、11月9日に会長、東京都の山口会長と工藤部長の3名でWHO健康開発総合研究センター(神戸)に行き、最終スケジュールを決めてくる旨の報告

(5) 広報部より(小合部長)

日整広報が会員に届いていないという情報があるので、各ブロック代表で出られている理事の方に、必ず届けてもらうようにとの要請。

日整ホームページの充実を広報部主体で行いたいとの要望。

(6) 法制委員会より(高橋委員長)

組織強化や社団法人名統一について等の諮問に対し、櫻井弁護士と検討して、今後報告する。

(7) 税務委員会より(小倉委員長)

11月29日開催の税務講習会に各都道府県協力の依頼。

(8) 生涯学習委員会より(山田委員長)

先般の生涯学習指導者講習会のビデオが近々各都道府県に届くとの報告。

その他

沢田副会長より、大阪問題についての途中経過について報告。

「柔整白書」共同執筆者  
7氏に選定

県名	氏名
山形県	斎藤 勝典
群馬県	深澤 雅浩
富山県	稲場 司
石川県	山田 正徳
三重県	伊藤 和夫
岐阜県	武藤 賢和
岡山県	森 経介